

第6回環境部会

日 時 平成22年11月29日（月）午後6時30分

場 所 川崎区役所7階第2会議室

午後 6時29分 開 会

出席者（敬称略）

委員 4人

木島千栄、秦琢二、藤岡玲子、鷺頭多加志

1 開 会

事務局 〈会議開催の事前公表、会議録の開示、傍聴の遵守事項、会議の記録、広報としての写真撮影を説明、配付資料の確認〉

2 議 題

（1）実施方針（案）について（区の花制定）

事務局 〈資料1、資料2についての説明〉

部会長 それでは、資料に沿って区の花の制定に係る作業内容の確認と、区民会議の役割、制定委員会で審議する内容などを整理して、全体会議で制定委員会設置のたたき台を示す内容をこれから決めていきたいと思います。

最初に目的を決めることが、その後の活用例にもつながり、区の花を選考する上での方向性にもつながるということで、まず資料1の目的を審議していきたいと思います。

地域緑化の推進、区の花を考えることにより、環境や自然について意識を高める、花や緑がまちに溢れ、区のイメージアップにつながる以外のものはありますか。

委員 最終的にはこの3つにつながるのですが、ベースにあるものとして、川崎市全体として見たときに、今そんなに緑が多い都市ではない。日本はすごく緑が豊かで、国土の70%近くが森林と言われていて、それは北海道、東北、九州に偏っています。都会で生まれ育った子どもたち、もしかしたら今の若い親御さんたち自身も、緑というのはこんなものだ、緑がないと騒いでいる人がいるけれども、学校にも木が植わっているし、駅前にも花が植わっているし、何が問題なのかという人たちが多分増えていると思うのですが、川崎区の緑被率は4%という異常な数字ですので、緑被率4%にまず気がついてもらう。それがあって初めて、緑を多くしたいとか、麻生区とか多摩区と見た目も違うのだろうかというところに気づいてもらうきっかけになればということで、目的の1つは、まず緑被率4%という異常な緑の少なさに気がついてもらうということが必要なのかという気がします。

委員 目的ではなく活用例を先に言うと、今、学校で一生懸命植樹をやっているのです。

周年行事のときは必ず植樹をしてもらおうというのは、活用例の一つだと思います。花いっぱい緑がいっぱいというスローガンを掲げてくれている学校も、ここ何年かでふえつつあるので、そういうことを含めた上で、緑化の推進というのはいいことだと思います。

部会長 先ほど、川崎区は緑被率が4%しかない、緑が非常に少ないと子どもに気づかせることが必要だとおっしゃっていましたが、そういうことも含めて地域緑化の推進というのは一つの目的になると思います。

2番目の区の花を考えることにより、環境や自然について認識を高めるというのは、大分前から審議されてきたことだと思います。これ以外に考えられることはありますか。

委員 明確な目的はつけにくいので、目的はこれぐらいでいいのではないですか。これに持っていくためにどのような活動をするか、とりあえずやってみようという議論のほうがいい。目的はちょっとおとなしめですが、とりあえず緑をふやそうというのでいいと思います。

部会長 今まで審議された内容はこの3つに入っていると思うので、この目的で、次に活用例に行きます。

それでは、活用例としてどのような活用の仕方ができるか。

委員 これは緑政課の方に聞いたのですが、子どもが育てやすい木と育てにくい木があるので、そこらの辺のチョイスはある程度したほうがいいのかなと思います。余り難しい花を植えてくれと言って失敗したら元も子もないので。

委員 区民フェスティバルとか市民活動のお祭りには、その花はあったほうが、区のイメージも固まってくるので、すごくいいと思います。

あと町内会レベルの活動も入れると、花と緑を通じて緑化の団体のネットワークづくりという夢があります。

委員 区のイベントでは、デザインも考えて、区の花の種を袋に入れて配りたいです。それが配られると、これは区が行っているイベントだと、みんなが自然にわかっていけばいい。

委員 資料に区の封筒や名刺への印刷などによるイメージアップ推進活動というのがあるので、スローガンをつくって、それも一緒に刷り込む。

部会長 次のSTEP2ですけれども、区の花を選考する上での方向性を確認します。区にゆかりのある花というのはいいですね。

委員 欲を言うと、もともとたくさんあるものではなくて、区にゆかりがあって、もう1回復活させるというのが一番人を乗せやすい。

委員 ゆかりのあるというのは、例えばどんなものですか。

部会長 例えば桃とかナシとか非常につくられていた時代があったのです。それが産業の改革によって埋め立てられて、だんだん姿を消したという経緯もあるので、もう1回復活させようという取り組みもできないことはないと思います。

委員 木は庭にちょっと植えようというわけにはいかない。

部会長 そうですね。例えば個人のお宅に植えられるようなものでないとなかなか難しい。

事務局 多摩区は区の花が桃とスマイレで、区の木がナシとハナミズキと4種類制定されています。宮前区は花がコスモス、区の木が桜。コスモスは姉妹都市の佐久市との関係で、桜は平瀬川沿いなどに植えられています。高津区は区の花がスイセン、区の木は、久地に梅林があるところから梅という選定がされています。中原区はパンジーで、生産農家がパンジーをつくっていますから、それを活用できます。

委員 区の花のターゲットは大人なのか、子どもなのか、全体なのか。例えば子どもだとしたら、夏休みに植えて、その間に咲いてくれる花のほうがいい。

部会長 大きい意味では区民が育てやすい花というのには該当するでしょう。川崎区は土地がないというのもありますが、個人の家にもお花があるという状況は少ないので、難しいことは難しいと思いますけれども、それだけに取り組みをすることの意義があるという気はします。

委員 第一優先は育てやすいということでないとい目的が達せられないと思います。

事務局 応募する方に対して、花の名前を書いてもらうとして、きちんと理由を書いていただくという前提になる。これは育てやすい、川崎区にこういうゆかりがあるなど。

部会長 例えば花の名前を公募するとして、そういう方法というのはいり得ますね。
次に進みます。事務局は必要だと思いますか。

委員 もちろん必要だと思います。

委員 そうですね。意見の集約は必要ですので。

委員 はい。

部会長 では、どのようなメンバーにするか、方向性みたいなものはありますか。

委員 いろいろな意見が出るのはオーケーですが、そこで決定してはいけないと思います。（仮称）区の花制定委員会で決定となると後で修正が効かなくなるので、あくまでも区民会議の環境部会なり全体会で決定する。区の花制定委員会で決定ではなくて、こういう意見が出たと報告して、ここでもんでという形にしておかないと、偏りが出てしまうと思います。

副区長 今、秦委員がおっしゃったのは、区の花制定委員会の役割ですね。

委員 そうです。

事務局 そうすると、役割分担をどうするかということですね。

委員 先走ってしまいました。

事務局 一緒に考えていいと思います。

委員 事務局にしても制定委員会にしても、我々はだれかしら、どこかに参加したほうがいいですよ。

部会長 それはそうですね。川崎区の役割は、委員会の設置要綱、区の花を公募、公募回答を取りまとめ、集計するということだと思います。

委員 基本的に、このメンバーはそんなに多くないので、皆さんに出ていただいたほうがいいですね。ただ、皆さんもお忙しいので、出られる人は原則として皆さん出てというくらいではまずいですか。

委員 人数割から言ったら、多分事務局として参加するのが精いっぱい、区の花制定委員会で意見も言いたいけれども、そっちに回る人は出せないのではないかな。今のSTEP 1、STEP 2というところを私たちががっちり共有して、事務局として推進する。例えば1期、2期に携わった人とか、子ども部会、高齢者部会からの応援は、事務局にはいなくてもいい。オブザーバー的にご意見はぜひいただきたいけれども、ほかの部会も大変だと思いますので、そこは全体会議のときに調整をとって、ご意見をいただくという分担でいいという気がしております。

部会長 もし我々が参加するとすれば事務局ぐらいですね。区の花制定委員会は、区民会議に出ているいろいろな団体に加わってもらうというのも一つの方法だと思います。ただ、環境に意識を持っている団体でないと、区の花制定に関してなかなかやれない。これは一般公募すると3カ月以上かかってしまうので、スケジュール的に大変という意味合いもあります。

事務局 ほかの区の事例ですと有識者を入れたり、行政委員を入れたり、行政の中でもアドバイスができる職員を入れることなどもできると思います。環境部会が事務局になったとしても、その代表ということで1人なり2人を委員として置いて、そこで発言をするという形もとれます。

委員 ほかの部会にお願いして1人ぐらい参加してもらってもいい。

事務局 あと、町会の中で花に関する活動をやっている方たちを御推薦いただくという手もあります。

委員 商店街も一部やっています。

事務局 そういう方たちは意識があるので、入っていただいてもいいと思います。公募という話も前に出ていたのですが、それを当てにすると、応募がなかったときに無駄な時間を過ごしてしまうので、ピンポイントでねらい撃ちしていったほうが早い。探すことによって、そこからまたネットワークができるかもしれないと思います。

ただ、有識者を入れるとなると、制定委員会で決定したほうがよいのではないでしょ

うか。

委員 学校の先生だったらいいですよ。緑政課の方はオーケーだと思います。こちらがわからないことを質問して、委員会内で答えられる人がいなくても、役所の方は大体答えてくれます。

事務局 多分お願いすれば出ていただけたらと思います。

部会長 そうですね。やはり詳しい方が一番いいかもしれないですね。

事務局 ただ、それに振り回されないようにというのが大事ですね。

部会長 資料2の区の花制定までのスケジュールですが、現時点は方向性確認とか事前準備・調査。最終的に区の花の制定・発表ということで、平成24年4月を想定して、逆に考えて割り振っていただいています。大体このスケジュールに沿った動き方をしていけば、平成24年4月には区の花を制定・発表できるということになります。スケジュールはこんな感じでいかがでしょう。

委員 時間がないので、公募は物理的に不可能ですね。ある程度こちらで選出するとして、どういう方を選出すればいいと思いますか。

委員 何らかの団体に所属して活動している花に関心がある人ですね。自分たちの知っている人だけではなくて、区民会議のほかの委員の団体に声をかけていただく。お花が好きな人は、きっとすごくいい働きをしてくれるのではないかと期待があって、今までそういうことをやってみたくてなかなかできなかったから、まず各自の所属団体に花に興味のある人をぜひ推薦してくださいと投げる。

ただ、そのときに気になるのは、みんなで時間を合わせて会合をやるというのは大変だと心配しています。前提として、環境部会は夜やっているの、会合は夜になる可能性が高いという前振りをした上でやるのが精いっぱいだと思います。

部会長 日中活動できる方は、夜はなかなか出てこないですね。

委員 その心配はあるのですが、そう言っていると全然前に進まないの、毎回出られなくても、意見が言えるときに来て言っていいただければとか、メールで事前に意見をいただいておいて、こちらで議事録で返すことができますという形でやっていけばいい。そ

の苦労を1年間やってみるのもいいという覚悟を今決めつつあります。

何人ぐらい集めるのがいいのですか。

部会長 人数としたら10人から20人ぐらいでしょうね。

事務局 あとは制定委員会自体にどういう作業をしてもらうか。役割分担は、今こういう形で制定委員会にいろいろお願いするような形になっていますが、前段の部分は全部事務局でやって、本当に花の選考だけに集中してもらうとか、やり方はいろいろあるので、その辺もできれば考えていただければと思います。

委員 せっかく皆さんに集まっていたくのなら、制定委員会の中である程度花を決めたほうがいい。あくまで決定ではないですよ。育てるのが簡単で、川崎区にこういうのがありますというので集約していただいた上で、それを提言していただくという形です。

ただ、花が決まった後に、それをどのようにイメージアップに結びつけていくかということも区の花制定委員会でやるのか、それとも、そこからは我々がやるという話なのですか。区の花制定委員会は花だけ決めてもらって、あとの活用例はここでやるのか、それとも、区の花制定委員会の中で活用法とか、川崎区にいかに広く浸透させるかというところまでやるのか。

委員 そのこのところは含みを持たせておくのも一つの手だと思います。こちらの心づもりとしては、花が決まりました、発表も終わりました、皆さんご苦労さまでしたとお別れしてしまうのはちょっと寂しい、皆さんこれから早速決まった花を家に植えるなり、自分の団体に働きかけて、みんなで公園に植えて、それをお互いに自慢し合いたいですよねと、こちらで仕掛けて、でも、決めるのはあくまでも区の花制定委員会に携わったご本人たちで、半年に1回ぐらいは報告会をやりたいというふうに持って行って、自分たちで動いてもらうようにし、こちらもそのネットワークをいつでも活用できるようにしたいので、どこまでやるときっちり決めないにしても、一応方向性としては、その後も、制定委員会という名前はなくなるけれども、人は継続していくというところだけ押さえておくのは確かに必要ですよ。

1年間では多分決めるのが精いっぱい、実際やってみて初めて、ああ、こうやったらもっとよかったとか、これはちょっと考えていなかったというのが出てくると思うので、そこから、せっかく自分たちで決めたものだから、もっと活動を広げて行って、大もとの目的のイメージアップをぜひ実現させていこうということになる。

事務局 環境部会ではなくて、区の花制定委員会に決定してもらって、決定後の部分も少

しやってもらいたいイメージですか。

委員 そうですね。決定後は事務局と制定委員会が力を出し合って、継続事業になるという気がします。

委員 区の花制定委員会は、区の花を決定するのではなくて、どうやって公募をしていくかを考えるものではないのですか。8月から10月までの期間に、より多くの人から、どういう方法でよりスムーズに集計できるかということを考える委員会ではないのですか。それによって集まった資料を事務局に提出するということなのではないのですか。

委員 役割は何かというところですけども、やり始めたら、そこでみんな我慢してもらえるのか。この案にも区の花候補について詳しい勉強会や調査、審議をやるとあって、制定委員会のメンバーも、こんな形でお子さんからも大人からもぜひ候補を出してもらおうというのでいろいろな案を立て、意見交換をする。私は決定してもいいのではないかという意見を出したのですけれども、手法だけだとちょっとジレンマかなというのと、こういうことをするのが制定委員会ですといったときに、それで楽しいと思ってもらえるかというところは、今考え中です。

委員 ただ、一番難しいのは、どうやって公募して、それをどうやって集計するかです。その難しいことを考えてもらうための人選なのではないでしょうか。僕らでは、それはちょっと難しい。だから有識者とかに集まってもらって、どうやったらいいか考えてもらうのではないかと勝手に思っていたのですが、確かにそれでは楽しみはないかもしれません。それもわかります。

委員 楽しみを演出すればいいというのもありますね。

委員 結局、難しいところを解決してもらいたいのです。一番難しいのは公募の方法、対象範囲。資料2に書いてある、まさしくこういうことが一番難しい問題だと思います。

委員 ほかの区では、例えば市政だよりとかホームページに出して、どれぐらいの応募があるものですか。

事務局 きょう手元に資料を持ってきていないのですが、高津区では花と木で、160種類ぐらいで300件位。例えば〇〇スイセンとか、種類を分けて書いてきたのがあるのだと思います。そうすると、種類としては集約されていくみたいな感じで、それぞれ300強

出てきました。宮前区は、たしか50件ぐらいだったと思います。選定経過の記録が不明です。区によっては、イメージアップ委員会からの発案で公募をかけたという形もあります。

委員 花を知っている方は、この花は川崎区にこういうゆかりがあつてと理由づけもできると思いますが、僕は、花は無知ですから、ヒマワリとか、そんなものしか知らない。そういう人間にとっては、制定委員会のほうで選んでもらって、こうこうこうだから、この花が選ばれたみたいに幾つかチョイスしてもらったほうがありがたいです。

事務局 それを投票するということですか。

委員 花に関心がない人は、チューリップだとかヒマワリだとかと言ってしまふと思います。それが果たしていいのかというと、僕は余りよろしくないと思うので、だったら制定委員会で何のためにこの花を選んだかという指針を示していただいたほうがありがたいです。

委員 でも、秦委員みたいな方は多分いっぱいいらっしゃる。花はあるといい、でも、名前が思いつかないという人が多分いっぱいいて、そういう人たちからどう集めるか。多分それが50になるのか、500になるのか、1000になるのかの分かれ道ですよ。

事務局 でも、それはやり方次第で、学校にお願いすれば出てくる可能性もあります。

委員 そのときに、みんながチューリップと書いてきたらどうなのかという話ですね。

事務局 ただ、多数決で決めるわけではないので、そこで理由づけを求めるわけです。その中で、制定委員会でもんでもらう。チューリップが500あつても、川崎と何のゆかりもなければ制定から外れてしまう可能性もある。ただ、選定した理由がはっきりしていれば、それでもありだと思います。その辺を含めて制定委員会の中で話し合いをしていただくようになると思うんです。そこで目的がはっきりしていないとぶれてくるということです。

委員 どんな花がいいかと想像することが大事なのであつて、チューリップだろうが何だろうが、決まれば何だっていいと思います。みんなに考えてもらう。それをやること自体が大事だと思うんです。

部会長 区の花を考えることにより環境意識向上ということですね。

委員 こじつけでも強い理由が必要です。

部会長 やはり川崎にゆかりのある花、何らかの形でつながりのある花がいいですね。

事務局 でも、ゆかりのある花がないということではつらいので、例えばチューリップの街にしたいという思いでもいいわけです。

委員 浮島の遊休地にヒマワリを何万本も植えるぐらいの勢いでやるのもいい。

委員 訴えかけによっては、どのように公募していくかを決めるのは大変な仕事だけれども、すごくおもしろいという訴えかけはできますね。私の気持ちとしては、確定までいなくても、最後は有識者とか、それは本当に川崎市に植えていいものなのかどうかというところを緑の専門家に聞いた上で、区の花制定委員会でそこまで段取りしたのだから、制定委員会としては、こういう方向で、この花を推薦したいというのはやってもらったほうがいい。事務局は出る幕ではない。この花はどうですか、理由はこうこうこうでという推薦するところまでやってもらいたい。

委員 部会の中でも、これでいきたいと提言されて、了承するぐらいが一番盛り上がるわけですね。

副区長 最終的には区長決定になる。制定委員会では推薦して、部会なり全体会である程度候補を絞って、それで区長に提言するという流れになると思います。

事務局 事実上、決定ということになるかと思います。区長が、そこまで審議されたものを拒む理由があればですが。ちなみに高津区は、スイセンと梅になったのですが、3つ挙げて、それを区に提言したのです。委員会の中には行政がはいっていなかったようです。やり方は、これでなければというのではないのですけれども、最終的には区が制定するということになります。

部会長 そうすると、大体決まってきましたけれども、まず目的は地域緑化の推進、区の花を考えることにより、環境や自然についての意識を高める、花や緑がまちに溢れ、区のイメージアップにつながるということで、活用例として、区民が区の花を積極的に植樹し、区内の緑化を進める。区の封筒や名刺への印刷などによるイメージアップ推進活

動、こちらにスローガンを入れたほうがよい。子どもが育てやすい木と育てにくい木を選定する。花と緑の活動団体のネットワークづくりを推進する。区のイベントで花の種を袋に入れて配るという活動例があります。

2番目の区の花を選考する上での方向性として、区民が育てやすい花、区にゆかりのある花を選考していこうということです。

事務局として区民会議の環境部会が担当する。

区の花制定委員会の役割分担ですけれども、環境部会が区の花制定の目的を明確にしたり、キャッチフレーズを決めたり、PR方法を検討して、最終的な花の決定は区ということです。もう1つ、区の花制定委員会を設置しましょうということで皆さんが合意されていますが、区の花制定委員会については、全体会議のときに、例えば町会ですとか、いろいろな団体がありますけれども、そういったところに声をかけて、人数的には10人から20人ぐらいがいいのではないかとということです。区の花制定委員会で区の花の決定まで至るかどうかわからないけれども、公募をしたり、アンケートをとったり、手法としてこういったやり方をするのもいいのではないかとということで、皆さんに今話し合いをしていただきました。川崎区の行政としての取り組み方ですけれども、制定委員会の内容によって、川崎区にやっていただく事務的な手続はふえていく可能性もあるということです。

委員 制定委員会のメンバーは、もう公募はなしという解釈ですか。

部会長 はい。

副区長 ちょっと心配なのは、部会の委員が少ない。STEP5のメンバーの話になるのですが、先ほどの話だと環境部会委員が制定委員会と事務局を分けて担うという話が出ていましたよね。そうすると、人数が少ない中で大丈夫かなと。例えば設置要綱の作成とか会議資料作成とか日程調整の本当の事務局はどこかに担っていただく。

事務局 環境部会の事務局はうちなので、そういう下作業はもちろんやらせていただくつもりですが、環境部会が制定委員会の事務局として要綱（案）をつくったり、会議資料と一緒にしかかわる。今まではこの資料は全部事務局がやっているのですが、ここから環境部会の方にも入っていただかなければいけないという位置づけでよろしいですか。

副区長 そうすると、STEP5の環境部会委員の参加メンバーは、何人かが事務局に入って、何人かが制定委員会に入るというイメージになっていくのでしょうか。

委員 私の意見は、環境部会は全員事務局。

副区長 そうすると、全員が事務局で、制定委員会は先ほど1人だけ入るという意見が驚頭委員からありました。

委員 それはまだ決めていないです。

委員 事務局はとにかく全員がいないと、だれかが休んだりという場合に交代が効かないので、一応全員入りましょうと。ただ、制定委員会にも1人ぐらいいは入ったほうがいいのではないかというのは意見です。

部会長 制定委員会に関しては、ほかの団体も含めて声をかけて、例えば代表の方とか、有識者というご意見もありましたが、そういった方ももし入っていただけるようであれば入っていただく。

事務局 その辺の細かいところはこれから事務局が決めていくということでもいいですか。

委員 それとも、区のほうも、例えばだれとだれとだれが事務局員というふうに決まっていたほうがいいですか。

副区長 環境部会は調査・審議する場なので、事務局に入ってもいいと思うんですが、区の花制定委員会に諮る前に、みんなで審議するのが本当の区民会議の部会だと思います。全員が事務局になると、区民会議本来の調査・審議から外れてしまう。そこを危惧したので意見を出させていただきました。

事務局 環境部会の中から1人なり2人、本来の事務局と一緒にやって細かい話をする。

委員 この部会の役割というのは、どちらかというと制定委員会に近い感じですね。

事務局 制定委員会ができるまでの準備段階のときもだれかが担わなければいけないのですが、その部分が川崎区だけでは多分成り立たないので、一緒にやっていく感じですね。ただ、その準備の段階で全員集まるといえるのはやはり厳しいと思います。だから、環境部会と区と一緒にやっていく。

委員 でも、区の花制定委員会が立ち上がった後、どんどん公募を進めましょうという意

見交換をしていく人と、その前段として、提案のもとをまとめたり、もしかしたら議事録をつくったりとかという人と分かれてしまうのですね。そうすると、一部だろうと全体だろうと、区民会議というのは調査・審議するところというのは成り立たないですね。その辺がわからなくなってきました。

事務局 最終的に区の花を制定するための調査・審議をするのが目的であれば、事務分担したにしても、審議していることに変わりがないと私は思います。藤岡委員は事務局として全員がダブルで所属するイメージですか。

委員 いえ。

事務局 制定委員会には入らない。

委員 入らない。ただ、事務局だから制定委員会を開いたときには一緒に座っている。ただ、役割として、活発に意見を言うというよりは、これはたたき台を出したほうがいいというところは、こういう資料もありますという、区民会議の事務局がいつもやってくださっていることを私たちもやっていく。

事務局 全員が事務局だとしたら難しいかもしれない。やはり代表を委員として送り込んで、そこで議論したほうがいいかもしれない。同じテーブルに入っているのですが、私たちの意見は参考意見でしかなくて、決定権も何もない。事務局としてのアドバイザー的な位置にいて、私たちの意見が採用されるというのは基本的にはないと思っています。そうすると、制定委員会の中で発言した意見が採用されることは多分ないと思ったほうがいい。あくまでも参考意見としてしか取り上げられないと思います。委員であれば委員の発言としての効力が出てくるので、当然それは議長なりが尊重していかなければいけなくなると思います。委員と事務局と立場は全然変わってくる。環境部会として、それでいいのかどうかということです。裏方に徹してしまうのか、やはり環境部会としてはそれなりの意見を持って制定委員会に臨むのかということだと思います。そうすると、その人が重複して事務局をやるのはおかしいので、やはり分かれてしまう。

委員 そうですね。重複はないと思います。

事務局 制定委員に選ばれたら委員の立場で発言ということになっていく。それが環境部会の代表なのか、あるいは環境部会を母体としたほかの団体と同じ扱いになっていくのかということだと思います。いずれにしても、1人の委員として入るのと事務局でいる

のとは違う。

委員 どちらかというと制定委員会に所属したいですね。僕たちも一緒になって話をしたいですね。

委員 そうなのです。ただ、それを引っ張っていくのに事務局も必要だし、重要だしというので、ちょっと混乱してしまったのです。

委員 この内容を見ると、制定委員会の委員をやりたいですね。

委員 僕は事務方のほうがいい。

部会長 私も事務方がいい。

委員 僕は制定委員がいい。

委員 では、長島委員はどちらでも好きなほうに。

副区長 S T E P 5を決めていただけると全体会議に提案ができるということです。

部会長 では、これからS T E P 5を決めさせていただきます。環境部会委員の参加メンバーはもう決まりました。他部会委員にも参加してもらうか。Y e s ですね。区民団体、参加してもらうか、これもY e s ですね。候補団体ですけれども、これは区民会議に出ている各団体に参加をしていただくということでよろしいのでしょうか。それ以外にどこかありますか。

副区長 他部会委員というのは、例えば高齢者部会からだれか1人出してもらうという考え方なのか。他部会委員の考え方ですけれども、全体会に投げて、この団体から出してもらうという、先ほどの区民団体の町内会とダブってくるので、今確認させていた

部会長 環境部会の場合は、長島さんは町会の団体の代表ということですがけれども、ほかの団体も、もしかしたらほかの方々がこういうところに関心のある方々がいらっしやると思うので、例えば川崎区文化協会の荒井さんも、荒井さんではなくて、ほかの方を出してもらうということでもいい。区民会議委員は20人いますけれども、全部が出すとは

限らないので、子ども部会も高齢者部会も含めて、出していただける団体からお1人ずつ出していただくとかというのはできないですか。強制はできないですから、もしかしたら出てくれないかもしれませんが、働きかけだけをする。

委員 他部会委員にも参加してもらおうというところでは、いろいろ案を出す中で、子育て部会と高齢者部会で、うちの部会はどういうことをやるので、そこでリンクできるとかというのを、後から相談して、もうちょっと早く言ってくれればというのではなく、とにかくお互いの部会にとってあと1年しかないなので、そういったところでお互いの部会の活動の活性化と区民会議の認知度アップという視点で、部会長以外の方にどなたか、ぜひ名前を連ねてほしいというのが1つ。

区民団体というところでは、まずは20の団体で、私も海風の森から私でも原田代表でもなくて、ほかのメンバーでふだん活動してくれている人を1人という形で出して、今、部会長がおっしゃったとおり、全団体から1人ずつは無理だろうけれども、なるべくお一人ずつ出てきていただけるように働きかけはやっていったほうがいい。

副区長 藤岡委員がおっしゃったように、底辺を広げる意味で区民団体に声をかけるというとりえ方でいいのですよね。他部会委員に参加してもらおうというのは、環境部会を除いて2部会あるけれども、2人ということにとらわれず出してもらおうということですね。例えば、まちづくりクラブは公園の樹木プレートをやっているから、その辺から1人出してもらおうとか、そのような発想でいいということですね。わかりました。

部会長 そうすると、区民団体はY e s で、他部会へ参加を呼びかけるということですが、それでも、それ以外に例えば先ほど秦さんがおっしゃっていた建設緑政局。

委員 もし物理的に可能であれば。

委員 それは市民団体ではなくて、その他ですね。

団体ではないですが、川崎市の地域環境リーダーの数少ない川崎区の私を除く8人ぐらいには呼びかけをしてみます。

事務局 では、それもその他になりますね。地域環境リーダーは環境部会推薦枠にしてもいいのではないですか。

委員 そうですね。

事務局 全体会議では、こういった方に声をかけていきたいぐらいの話で、具体的には事務局と川崎区で働きかけをしていくという報告で承認してもらおう。決定ではないので、そうなってしまいますけれども、そのぐらいで大丈夫ですね。

副区長 他部会委員については、代表者はお忙しいので、それ以外の方というのを添えたほうがいいという気はします。

部会長 環境に非常に意識のある方と、こういうことに参加したいと思っていらっしゃる方に入っていたら一番いい。

事務局 幅が広がるかもしれないですね。

部会長 そうすると、これで大体5番目までの項目というのは決まりましたけれども、先ほど復習しましたので、もう1回復習しなくてもいいですね。何かほかにご意見があれば承ります。大丈夫ですか。

(2) その他

部会長 今審議された内容について以外に事務局から何かありますか。

事務局 〈資料に沿って説明〉

次回は12月27日、6時半から全体会議を開催します。お忙しいところ恐縮ですが、ご出席のほどお願いしたいと思います。その次の環境部会については、全体会議のときになるのか、別途になるか、まだ未確定ですけれども、調整させていただきたいと思います。

副区長 〈お礼を述べる〉

3 閉 会

部会長 以上をもちまして第6回環境部会を閉会します。

午後 8時25分 閉 会